

(公社) 横浜市獣医師会による 飼い猫の不妊去勢手術 補助事業

平成29年度より「横浜市猫の不妊去勢手術推進事業」は、飼い主のいない猫の手術のみとなり、飼い猫の手術は補助対象外となりました。

そこで(公社)横浜市獣医師会では、飼い猫の不妊去勢手術料の一部を補助することにいたしました。

補助金額 1頭10,000円

ただし1家族1回とさせていただきます

横浜市内に在住する満20歳以上の市民が飼育する猫を対象とし、以下の事項にご同意をいただけることが条件となります。

- マイクロチップを装着しAIPO※に登録済、または手術時に装着と登録を行うこと
- 手術時に有効なワクチン接種がされている、あるいは実施すること
- 手術時に有効な外部寄生虫・内部寄生虫対策が実施されている、あるいは実施すること
- 終生責任をもって室内飼育が行えること

期 間 / 平成29年8月1日～平成30年2月28日

～期限内であっても全病院の受け入れが終了した時点で締め切りとなります～

※AIPO=動物ID普及推進会議 (Animal ID Promotion Organization)

この事業は(公社)横浜市獣医師会に所属する動物病院が窓口となり、より皆様が広く偏りなく補助が受けられるよう、1病院(会員)につき最大3頭(件)ずつを受け持つことになっています。

補助が受けられる動物病院の一覧はこちら →



公益社団法人 横浜市獣医師会
<http://www.yvma.or.jp>